

「事務の共同実施だより」

# しろいし

平成 21 年 3 月 16 日  
第 6 号  
白石町学校運営支援室

スタート 1 年目「事務の共同実施」の成果・反省と課題を熱く論議！

『平成 20 年度 第 2 回 白石町学校事務共同実施協議会』(2/26)開催

白石町「事務の共同実施」が、今年度 4 月よりスタートし 1 年が経過しようとしています。この 1 年間の活動を振り返り、次年度への取り組みなどを協議するため、町教育長・小中学校長・町教頭会代表・教育委員会事務局・小中学校事務職員出席のもと、福富ゆうあい館において学校事務共同実施協議会が開催されました。

まず、本年度の業務報告・反省および次年度の課題などが提案され、学校運営支援室長からは、スタート 1 年目の活動としては学校巡回視察訪問、ブログや広報誌での情報発信などを実施し、県内でも頑張っている支援室ではないかとの報告がありました。



成果の例として、特に「学校施設巡回視察訪問」(8 月)の実施は、『各学校施設・設備の実態及び教育施設の老朽化・緊急度合を知ることができ、また町財政課長も同行されたことにより、学校施設の現状を知って頂く好機となったので来年度もぜひ継続してほしい。』との意見がありました。

さらに事務処理の簡略化のため、町内学校の様式を統一すべく、まず「出張伺簿」を提案し、新年度から「復命書」と合わせて使用することが承認されました。

各学校長へのアンケート結果では、学校徴収金及び学校 HP についての意見・要望が多く出され、その中で徴収金事務については、町内校納金の現状・スタッフを勘案しながら、他市町の実態を参考にし、出来ることから始めていくことが提案されました。



来年度は、町教育研究会の研究委嘱が、事務職員部会の「事務の共同実施」に内定しており、私たちの活動を教職員の皆さんに発信し、理解して頂く絶好の機会と考えています。

最後に中心校校長より講評があり、本年度の実践と成果を評価されると同時に、次年度への期待を託され、盛会のうちに終了しました。



## 手当についてもう一度確認しましょう!!

3~4月は子供(扶養親族)の就職等で扶養手当の変動の多い時期です。この機会に扶養手当のみならず、もう一度ご自分が受給している各種手当の確認をお願いします。なお、各手当に変動が生じるような事実が発生した場合は速やかに事務職員へ報告しましょう!!(報告が遅れると多額の返納が生じることがあり、負担も大きくなります。)

### 扶養手当

◎被扶養者たる要件を欠くに至った場合は、減額または消滅の届出が必要です。  
場合に依りて下記書類を提出して下さい。

①就職(アルバイト、パート等含む)した場合

- ・勤務先の就職証明書等(採用年月日、給与の額記入の雇主の証明書)
- ※ 22歳未満の学生であっても必要です。

②所得月額108,334円、年額130万円以上になる場合

- ・給料明細、年金額改定通知書等確認できるもの

③その他(離婚した場合など)

- ・戸籍謄本等



### 住居手当

◎下記事項に該当する場合は、各種書類の提出が必要です。(場合によって下記以外の書類の提出を求めることがあります。)

- ☆借家から持ち家へ転居 ☆持ち家から借家へ転居 ☆借家から借家へ転居
- ☆借家の家賃が変更になったとき ☆新たに家を借りた場合・買った場合

○提出書類について

・新築・購入

登記済みの場合

- ・登記簿謄本(又は登記済証の写し)

未登記の場合

- ・建築工事請負契約書、固定資産税課税台帳登録証明書等
- ・住宅譲渡契約書、住宅引渡証明書等
- ・住民票(世帯主でない場合、市町村課税所得証明書)

・借家

- ・賃貸借契約書の写し
- ・住民票
- ・家賃の領収書または引き落とし通帳の写し



### 通勤手当

◎次の事項に該当する場合は、報告が必要です。

- ☆住居の変更 ☆経路の変更 ☆方法の変更 ☆運賃の変更



★共同実施だより『しろいし』はWebでもご覧になれます。

<http://shiroishijimu.blog17.fc2.com/>

↑たくさんのアクセスお待ちしております。

携帯でもご覧になれます。  
バーコードリーダー機能を使って読み込んで下さい。

